

○佐賀県警察職員の健康管理に関する訓令

平成26年3月24日

本部訓令第13号

佐賀県警察職員の健康管理に関する訓令（平成13年佐賀県警察本部訓令第28号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 健康管理体制（第7条—第14条）
- 第3章 衛生管理委員会等（第15条・第16条）
- 第4章 健康の保持増進のための措置（第17条—第20条）
- 第5章 健康診断等（第21条—第26条）
- 第6章 健康管理指導区分の指定及び管理指導（第27条—第29条）
- 第7章 療養者に対する措置（第30条—第33条）
- 第8章 過重労働による健康障害を防止するための措置（第34条・第35条）
- 第9章 感染症対策（第36条・第37条）
- 第10章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、佐賀県警察職員（以下「職員」という。）の健康管理について必要な事項を定め、もって職場における職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の醸成を図ることを目的とする。

（通則）

第2条 職員の健康管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）その他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部 警察本部の庁舎内に所在する所属の集合体をいう。

- (2) 本部所属 警察本部の庁舎内に所在する所属をいう。
- (3) 指定所属 職員50人以上の所属（本部所属は除く。）をいう。

（所属長の責務）

第4条 所属長は、職場における所属職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の醸成に努めなければならない。

（職員の義務）

第5条 職員は、第10条に定める健康管理者及び職員の衛生に携わる者が講じる、職員のための衛生に関する措置に従い、健康の保持増進に努めなければならない。

（秘密の保持）

第6条 職員の健康の保持増進のための業務に従事する職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も、同様とする。

## 第2章 健康管理体制

（総括健康管理者）

第7条 佐賀県警察に総括健康管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括健康管理者は、職員の健康管理に関する業務を統括管理する。

（主任健康管理者）

第8条 佐賀県警察に主任健康管理者を置き、警務部厚生課長をもって充てる。

2 主任健康管理者は、総括健康管理者の指揮を受け、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断の実施及び健康の保持増進に関すること。
- (2) 衛生のための教育に関すること。
- (3) 健康障害を防止するための措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康管理に必要な事項に関すること。

（専任健康管理者）

第9条 佐賀県警察に専任健康管理者を置き、保健師免許を有する者をもって充てる。

2 専任健康管理者は、主任健康管理者の指揮を受け、健康相談、衛生教育、保健指導その他職員の健康管理に必要な業務を行う。

（健康管理者）

第10条 所属に健康管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 健康管理者は、常に所属職員の健康状態に留意し、次に掲げる業務を推進しなければならない。

- (1) 健康の保持増進のための保健指導及び健康教育に関すること。

- (2) 健康診断の受診に関する事。
- (3) 健康に異常のある職員の把握及び生活指導に関する事。
- (4) 勤務条件及び勤務環境の改善に関する事。
- (5) 第12条に定める衛生管理者又は第13条に定める衛生推進者に対する指導及び教養に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康管理に必要な事項に関する事。

(健康管理担当者)

第11条 所属に健康管理担当者を置き、次席、副所長、副隊長、副校長又は副署長の職にある者をもって充てる。

- 2 健康管理担当者は、健康管理者を補佐して、前条第2項に定める業務を行う。

(衛生管理者)

第12条 本部及び指定所属に衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、主任健康管理者及び健康管理者が、所属職員のうち衛生管理者免許を有する者の中から規則第7条第1項第4号に定める区分により選任する。
- 3 主任健康管理者及び健康管理者は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告(様式第1号)を佐賀県人事委員会委員長に提出しなければならない。
- 4 衛生管理者は、主任健康管理者又は健康管理者の指揮を受け、第10条第2項各号に定める業務のうち、健康の保持増進に関する業務を行うものとする。

(衛生推進者)

第13条 所属(本部所属及び指定所属を除く。)に衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、健康管理者が選任する。
- 3 衛生推進者は、健康管理者の指揮を受け、第10条第2項各号に定める業務のうち、健康の保持増進に関する業務を行うものとする。

(産業医)

第14条 本部長及び指定所属の長は、法第13条第1項の規定により本部及び当該所属の産業医をそれぞれ委嘱するものとする。

- 2 前項の委嘱をした本部長及び所属長は、遅滞なく、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告を佐賀県人事委員会委員長へ提出しなければならない。
- 3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健康診断、健康教育、健康相談その他健康を保持するための措置に関する事。

- (2) 勤務環境の改善に関する事。
- (3) 就業上の措置に関する事。
- (4) 衛生教育に関する事。
- (5) 健康障害の原因調査及び健康障害の防止のための措置に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康管理に関する事。

### 第3章 衛生管理委員会等

#### (衛生管理委員会の設置及び任務)

第15条 佐賀県警察に衛生管理委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、総括健康管理者をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、本部長が委嘱する医師をもって充てる。
- 4 委員会の運営については、委員長が総括するものとする。
- 5 委員会は、本部長の諮問を受け、次に掲げる事項について答申するものとする。
  - (1) 職員の指導区分の指定、変更及び解除に関する事。
  - (2) 職員に休職又は復職を命ずる場合の病状の審査に関する事。
  - (3) 職員に療養又は職務復帰を勧告する場合の病状の審査に関する事。
  - (4) 新規採用予定者の健康診断結果に基づく採用の適否に関する事。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長から諮問された事項
- 6 委員長は、本部長の諮問があったときは、委員会を開催するものとする。ただし、委員会が開催できない場合は、持ち回り決裁をもって委員会の開催に代えることができる。
- 7 委員会は、職員の病状を審査するに当たって必要がある場合は、委員会に当該職員の出席を求めることができる。
- 8 委員長は、委員会が答申した事項について、速やかに本部長に報告するものとする。
- 9 委員会の庶務は、警務部厚生課において行う。

#### (衛生委員会の設置及び任務)

第16条 本部及び指定所属に、衛生委員会を置く。

- 2 衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 本部にあつては主任健康管理者、指定所属にあつては当該所属の健康管理者
  - (2) 衛生管理者のうち本部にあつては主任健康管理者が、指定所属にあつては健康管理者が指名した者
  - (3) 産業医

- (4) 職員のうち本部にあつては主任健康管理者が、指定所属にあつては健康管理者が指名した者
- 3 衛生委員会の議長は、前項第1号に定める委員をもって充てる。
- 4 衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査又は審議する。
- (1) 健康障害を防止するための対策に関すること。
  - (2) 健康の保持及び増進を図るための対策に関すること。
  - (3) 公務災害の原因調査及びその再発防止対策で衛生に関すること。
- 5 衛生委員会の議長は、前項の調査又は審議の結果を職員に周知するとともに、職員の健康管理上必要な改善を行ったときは、その改善結果を速やかに総括健康管理者に報告しなければならない。

#### 第4章 健康の保持増進のための措置

##### (健康教育)

第17条 主任健康管理者及び健康管理者は、職員の保健衛生に関する知識の普及及び健康管理意識の高揚を図るための教養を継続的かつ計画的に講じなければならない。

##### (勤務環境の維持管理)

第18条 健康管理者は、職場環境を快適な状態に維持管理するよう努めなければならない。

- 2 健康管理者は、常に職員の配置及び勤務条件に留意し、勤務の過重によって生じる職員の傷病を防止するよう努めなければならない。

##### (体育活動等の推進)

第19条 健康管理者は、所属職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の健康増進活動を積極的に推進するものとする。

##### (心の健康づくり)

第20条 健康管理者は、職員の心の健康の保持増進のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に心の健康の保持増進に関する教養の実施
- (2) 相談体制の整備
- (3) 職場における健康相談の実施
- (4) 治療が必要であると認められる職員への指導

#### 第5章 健康診断等

##### (健康診断の種別)

第21条 健康診断は、採用時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者健康診断及び臨時健

健康診断とし、その検診区分、対象者等は、総括健康管理者が別に定めるものとする。

(健康診断の実施)

第22条 健康診断は、総括健康管理者が指定する医療機関において行うものとする。

- 2 主任健康管理者は、毎年1回以上期日又は期間を定めて、前条の健康診断（採用時健康診断及び臨時健康診断を除く。）を実施しなければならない。

(健康診断の周知等)

第23条 主任健康管理者は、前条の健康診断を行うときは、健康管理者にその旨を通知しなければならない。

- 2 健康管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、所属職員にその旨を周知するとともに、指定された期日又は期間内に健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。

(受診の義務)

第24条 職員は、指定された期日又は期間内に指定された健康診断を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 休職又は連続30日以上休務して療養している者
  - (2) 採用時健康診断を受けて3か月を経過していない者
  - (3) 妊娠中又は育児休業中の者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、健康管理者が、健康診断を受けないことについてやむを得ない事由があると認めた者
- 2 前項第4号に該当する者は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けることができなかったときは、その事由の消滅後速やかに当該健康診断を受け、その結果を健康管理者を經由して総括健康管理者に提出しなければならない。

(健康診断の判定結果の通知)

第25条 総括健康管理者は、健康診断の判定結果を受理したときは、その結果を健康管理者及び当該健康診断を受けた職員に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により健康診断の判定結果を通知された職員は、その判定結果に基づき必要な措置を講じるなど健康の保持増進に努めなければならない。

(精密検査等)

第26条 健康診断の結果、精密（再）検査又は要医療の指示を受けた職員は、速やかに医療機関において必要な検査又は医療を受けなければならない。

- 2 前項の規定により精密（再）検査又は医療を受けた者は、その結果を、精密（再）検査

受診結果報告書（様式第2号）により健康管理者を經由して主任健康管理者に報告しなければならない。

- 3 健康管理者は、精密（再）検査等が必要な職員への受診勧奨に努めなければならない。

#### 第6章 健康管理指導区分の指定及び管理指導

（健康管理指導区分の指定等）

第27条 健康管理者は、この訓令で定める健康診断その他の健康診断等で健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認めた職員のうち、別表の健康管理指導区分（以下「指導区分」という。）の指定が必要であると認めた職員については、指導区分用診断書（様式第3号）を提出させ、産業医、当該職員及び当該職員の直属の上司（警部又は警部相当職以上の者をいう。）と面談を行い、指導区分の指定を行うものとする。

- 2 本部所属及び指定所属以外の所属にあつては、前項に定める産業医の業務は本部産業医が行う。

- 3 指導区分の指定を受けている職員の病状等が変化したことにより、指導区分を変更又は解除する必要があるときは、第1項の例による。

（指導区分指定等の報告）

第28条 健康管理者は、前条第1項又は第3項の定めにより職員の指導区分の指定等を行ったときは、指導区分指定（変更・解除）報告書（様式第4号）により主任健康管理者を經由して総括健康管理者に報告するものとする。

（事後措置）

第29条 健康管理者は、前条の規定により指導区分の指定等を行った職員については、その指導区分に応じ適切な事後措置をとらなければならない。

#### 第7章 療養者に対する措置

（療養専念の義務）

第30条 療養者は、医師、健康管理者、専任健康管理者等の指導に従い、療養に専念して健康の回復に努めなければならない。

（療養者の報告）

第31条 健康管理者は、年休又は病休を連続7日以上取得した療養者及び休職した療養者を四半期ごとに取りまとめ、翌四半期初月の10日までに療養者報告書（様式第5号）により主任健康管理者に報告しなければならない。

（休職の手続）

第32条 所属長は、職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第3条に基づく

休職処分を必要とする職員を認めたときは、当該職員に休職診断書（様式第6号）を提出させ、意見を付して本部長に報告するものとする。

- 2 所属長は、休職処分を必要とする職員を認めたとき又は休職中の職員の休職期間がおおむね6か月経過するごとに、前項の診断書に主治医面談報告書（休職用）（様式第7号）を添付して本部長に報告するものとする。
- 3 前項の規定による報告を受けた本部長は、委員会に諮問し、その答申を踏まえて職員の休職処分を決定するものとする。

（復職の手続）

第33条 休職を命じられた職員は、健康を回復し職務に復帰しようとするときは、復職予定日の1か月前までに復職願（様式第8号）に復職診断書（様式第9号）を添付し、所属長を経由して本部長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請を受理した所属長は、職員が健康を回復し、かつ、復職することができることを認めた場合は、当該職員の主治医、警務部警務課長、厚生課長等と復職のための訓練、勤務体制その他必要な措置について協議しなければならない。
- 3 所属長は、前項の規定による協議後、当該職員から提出された復職願及び復職診断書に主治医面談報告書（復職用）（様式第10号）を添付して本部長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定による申請を受理した本部長は、委員会に諮問し、その答申を踏まえて職員の復職を決定するものとする。

## 第8章 過重労働による健康障害を防止するための措置

（面接指導等）

第34条 健康管理者は、当該月の時間外勤務が100時間を超えた者のうち、次に掲げる場合に該当する者に産業医又は他の医師（以下「産業医等」という。）による面接指導を受けさせなければならない。

- (1) 本人の申し出があったとき
- (2) 職員の健康の保持を考慮して必要と認められるとき

- 2 職員は、前項の規定により健康管理者から産業医による面接指導を受けるよう指示されたときは、これを受けなければならない。ただし、他の医師の行う面接指導を受け、その結果を証明する書面を健康管理者に提出したときは、この限りでない。

（面接指導結果の記録の作成等）

第35条 健康管理者は、面接指導結果の記録を作成しなければならない。

- 2 健康管理者は、面接指導結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置に



ついて、産業医等の意見を聴かなければならない。

- 3 健康管理者は、前項の規定による産業医等の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、勤務場所の変更、業務の転換、勤務時間の短縮、深夜勤務の回数の減少等の措置を講じなければならない。

#### 第9章 感染症対策

(感染症の予防)

第36条 健康管理者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症の予防に努めなければならない。

(感染症発生の際の措置)

第37条 職員は、本人又は家族が前項の感染症と診断されたときは、その旨を健康管理者に届け出なければならない。

- 2 健康管理者は、前項の規定による届出があったとき又は届け出なければならない事態が発生したことを認知したときは、直ちに主任健康管理者を経て総括健康管理者に報告しなければならない。

#### 第10章 雑則

(委任)

第38条 この訓令に定めるもののほか、職員の健康管理について必要な事項は、総括健康管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第27条関係）

#### 健康管理指導区分

指導区分	勤務管理	医療管理	事後措置
A（要療養）	勤務を休む必要のあるもの	入院又は通院加療に専念するもの	休暇又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
B（要軽業）	勤務に制限を加える必要があるもの	医師による直接の医療行為を必要とするもの	勤務場所又は職務の変更、休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務及び出張

			をさせない。
C (要注 意)	勤務をほぼ 平常に行っ てよいもの	定期的に医師の観察指導 を必要とするもの(経過観察 をするための検査及び発 病・再発防止のため必要な指 導等を行う。)	深夜勤務、時間外勤務及び出張を 制限する。
D (要観 察)	通常の勤務	医師の観察を必要とする もの	

(注) 指導区分は、3か月以上措置が必要な場合に指定する。

様式第1号(第12条・第14条関係)

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

事業場の名称		事業の種類	衛生管理者の場合	坑内労働又は有害業務(労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務)に従事する労働者数 人
事業場の所在地	郵便番号( )	地方公務		坑内労働又は労働基準法施行規則18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人
電話番号		労働者数		計 人 産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者数 人

フリガナ					
被選任者氏名					
選任年月日	年	月	日	生年月日	年 月 日
選任種別	1 総括安全衛生管理者 2 安全管理者 3 衛生管理者 4 衛生管理者 5 産業医 (4. 以外の者) (衛生工学管理担当)				
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務		専属の別	1 専属	他の事業場に勤務している場合は、その勤務先	
			2 非専属		
		専任の別	1 専任	他の業務を兼職している場合は、その業務	
			2 兼職		
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要					
産業医の場合は医籍番号等	種別 [ ]	— 医籍番号( )			

フリガナ			
前任者氏名			
辞任、解任等の年月日	年	月	日
	参考事項		

年 月 日

事業者  
職  
氏名

印

佐賀県人事委員会委員長 様

様式第2号(第26条関係)

精密(再)検査受診結果報告書

所属		職員番号		氏名		年齢	歳
健康診断(定期・ドック) 受診年月日	年 月 日						
健康診断(定期・ドック) で指示された項目	・血液検査( ) ・心電図 ・エコー検査 ・血圧 ・胃部 ・尿検査 ・便検査 ・眼科系 ・その他( )						
受 診 結 果							
受診日	年 月 日						
医療機関名							
検査結果(診断名)							
検査データ等							
判定区分 (該当に○印)	1 異常なし 2 わずかに異常が見られるが、日常生活に支障なし 3 日常生活に注意を要し、経過観察が必要( 月に1回) 4 さらに精密検査が必要 5 治療を要する 6 治療の継続						
勤務面に対する意見等 (特に指示がありましたら お願いします。)							
その他							

様式第3号(第27条関係)

指導区分用診断書

所 属	ふりがな 氏 名	性 別	生 年 月 日
		男 女	年 月 日( 歳)
病 名			
主 訴		既往歴	
現 病 歴			
現症(身体的所見)			
検 査 所 見			
治 療 経 過			
今後の治療方針			
職務を遂行する上で留意すること	<input type="checkbox"/> 時間外勤務(禁止・制限 H/日) <input type="checkbox"/> 交替制勤務(禁止) <input type="checkbox"/> 宿直勤務(禁止・制限) <input type="checkbox"/> 出張(禁止・制限) <input type="checkbox"/> 柔道や剣道の訓練(禁止・制限) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 特に必要なし		
診 断 医	年 月 日 所 在 地 医 療 機 関 名 医 師 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>		

※下記は産業医の記載欄

産 業 医 の 意 見	
	年 月 日 産 業 医 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>

様式第4号(第28条関係)

年 月 日

総括健康管理者 殿

所属長名

指導区分指定(変更・解除)報告書

下記職員に対し、健康管理指導区分の指定(変更・解除)を行ったので報告します。

階 級 (係名)	( )
職 員 番 号	
氏 名	年 月 日生( 歳)
傷 病 名	
指 定 又 は 変 更 ( 解 除 ) を 必 要 と す る 理 由	
指 導 区 分	現在の区分 ( 年 月 日指定)
	今回指定した区分 A B C D 解除
指 定 ( 変 更 ) 後 に お け る 勤 務 形 態 等	
そ の 他 ( 所 属 長 の 意 見 等 )	
添 付 書 類 等	指導区分用診断書(様式第3号)の写し
備 考	

様式第5号(第31条関係)

年 月 日

主任健康管理者 殿

所属長名

療 養 者 報 告 書

(4月～6月)     (7月～9月)     (10月～12月)     (1月～3月)

	氏 名 (職員番号)	診 断 名 (医療機関名)	休 暇 期 間			
				月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 前四半期からの続き <input type="checkbox"/> 翌四半期へ続く	
私 傷 病 休 暇	( )	( )	年休	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 前四半期からの続き <input type="checkbox"/> 翌四半期へ続く	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅
			病休	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 前四半期からの続き <input type="checkbox"/> 翌四半期へ続く	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅
	( )	( )	年休	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 前四半期からの続き <input type="checkbox"/> 翌四半期へ続く	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅
			病休	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 前四半期からの続き <input type="checkbox"/> 翌四半期へ続く	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅
( )	( )	年休	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 前四半期からの続き <input type="checkbox"/> 翌四半期へ続く	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅	
		病休	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 前四半期からの続き <input type="checkbox"/> 翌四半期へ続く	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅	
公 災 休 暇	( )	( )	期間	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 前四半期からの続き <input type="checkbox"/> 翌四半期へ続く	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅
	( )	( )	期間	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 前四半期からの続き <input type="checkbox"/> 翌四半期へ続く	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅
休 職	( )	( )	期間	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 前四半期からの続き <input type="checkbox"/> 翌四半期へ続く	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅

(注)・連続7日以上(年休、週休を含む。)休暇した者について記入のこと。  
・各四半期初月の10日までに前四半期分を記入すること。

様式第6号(第32条関係)

休 職 診 断 書

(表面)

所 属	ふ り が な 氏 名		性別	生 年 月 日	
			男女	年 月 日 ( 歳)	
病 名		既往歴		家族歴	
発 病 時 所 見					
現 症					
検 査 所 見					
治 療 経 過					
今後の方針及び 見 通 し					
療 養 期 間	年 月 日 ~		年 月 日 ( ヶ月間)		
診 断 医	年 月 日		所 在 地 医 療 機 関 名 医 師 氏 名		
					㊟

(注) 精神疾患の場合は、裏面精神神経科用の記入もお願いします。





様式第7号(第32条関係)

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

所属長 印

主治医面談報告書  
(休職用)

階 級		氏 名		年 齢	歳
面 談 年 月 日		年 月 日	医 療 機 関 名		
面 談 場 所			面 談 医 師		
面 談 実 施 者					
病 名					
これまでの経緯					
現在の状況 (治療方法等)					
今後の見込み等					
その他の (主治医からの意見等)					

様式第8号(第33条関係)

復 職 願

年 月 日から休職中のところ、 年 月 日から復職したいの

で許可くださるようお願いいたします。

なお、診断書を添付します。

佐 賀 県 警 察 本 部 長 殿

年 月 日

所 属

階 級 等

氏 名



復 職 診 断 書

(表面)

所 属	ふ り が な 氏 名		性別	生 年 月 日	
			男女	年 月 日( 歳)	
病 名	既往歴		家族歴		
発 病 時 所 見	入院・通院の別			年 月 日	年 月 日
				年 月 日	年 月 日
				年 月 日	年 月 日
				年 月 日	年 月 日
現 症	検査所見				
治 療 経 過	勤務制限事項		(時間外、当直勤務等)		
総 合 意 見 (復職に関しての見解、今後の治療等)					
診 断 医	年 月 日 所 在 地 医 療 機 関 名 医 師 氏 名		印		

(注)・勤務制限事項には、時間外、当直勤務等の制限を必要とする場合に記入をお願いします。  
・精神疾患の場合は、裏面精神神経科用の記入もお願いします。

受診までの経過		
年月日	主な臨床症状と経過	主な治療及び投薬名、分量を詳しく記載
主治医の意見		

様式第10号(第33条関係)

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

所属長

印

主治医面談報告書  
(復 職 用)

階 級		氏 名 (生年月日)	年 月 日 ( 歳)	係 名	
面 談 年 月 日		年 月 日	医 療 機 関 名		
面 談 場 所			面 談 医 師		
面 談 実 施 者					
病 名					
これまでの経緯 及び 現在の状況					
今後の治療方針 (通院・服薬の状況等)					
職場復帰後の勤務管理 上の意見 (勤務時間、術科訓練、 公用車の運転、けん銃 の携帯等)					
そ の 他					

様式第1号 (第12条・第14条関係)

様式第2号 (第26条関係)

様式第3号 (第27条関係)

様式第4号 (第28条関係)

様式第5号 (第31条関係)

様式第6号 (第32条関係)

様式第7号 (第32条関係)

様式第8号 (第33条関係)

様式第9号 (第33条関係)

様式第10号 (第33条関係)